



2024

安全報告書

(自動車事業)

～ 令和 5 年度の取組 ～

令和 6 年 7 月 8 日

 東京都交通局



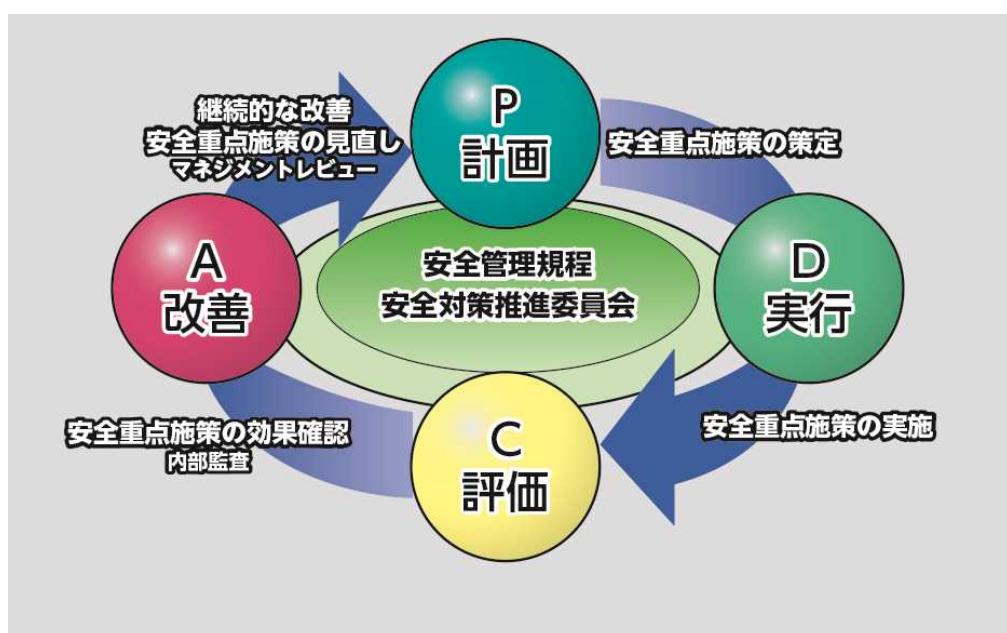
目 次

はじめに（都営バスの安全に関する情報の公表について）	1
1. 安全方針と安全重点施策	2
2. 安全に関する目標の達成状況	3
3. 自動車事故報告規則に定める事故等	4
4. 安全の確保に関する取組	5
5. 安全に関する投資額	8
6. 安全に関する研修	9
7. 安全に関する内部監査	11
8. 組織体制と指揮命令系統	12
9. 安全管理規程	13
10. 安全統括管理者	13



はじめに（都営バスの安全に関する情報の公表について）

- 東京都交通局は、運輸安全マネジメント制度に基づき、都営バスの輸送の安全について、計画の策定（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）を確実に実施することにより、その向上に努めています。
- この報告書は、道路運送法第29条の3、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項及び東京都交通局自動車事業安全管理規程第17条の規定に基づき、令和5年度の都営バスの輸送の安全に関する情報を公表するものです。



この報告書に記載されている法令等の名称は以下のとおりです。

道路運送法（昭和26年法律第183号）

自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）

安全管理規程 …… 東京都交通局自動車事業安全管理規程（18交総第636号）



1. 安全方針と安全重点施策

(1) 安全方針

東京都交通局は、輸送の安全に係る基本的な姿勢を示した「安全方針」を定めています。

安全が最優先であるという意識を徹底させるため、職場に掲示するなどして職員への周知を図っています。

安全方針

私たちは、都民やお客様の信頼に応えるため、
安全・安心を最優先し、全職員が一丸となって、
災害に強く、事故のない都営交通を実現します。

このため

- 決められたルールを確実に守り、厳正に職務を遂行します。
- 常に情報を共有し、問題意識をもって職務に当たり、事故の“芽”を確実に摘み取ります。
- 安全・安心な車両、設備などを提供します。
- 安全を守るために取組を絶えず見直し、改善・実行します。

(平成 28 年 4 月 1 日改定)

(2) 安全重点施策

安全方針に基づいて毎年度「安全重点施策」を策定、これに沿って具体的な目標を設定し、各種取組を行っています。令和 5 年度の重点施策は以下のとおりです。

- 関係法令・規程の遵守及び基本動作・基本作業の徹底
- 情報共有や部門間の連携強化
- 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用による事故の未然防止
- 旅客避難の手順と周知の徹底
- 保守管理の徹底による輸送の安全確保
- 事故や災害時の応用力を向上させる教育・訓練等の実施



2. 安全に関する目標の達成状況

令和5年度の有責事故（当方に過失のある事故）及び路上故障（運行中の車両故障）についての目標の達成状況は以下のとおりです。

項目	目 標	実 績
有責事故	299件以下 (うち人身事故144件以下)	368件 (うち人身事故203件)
路上故障	50件以下	30件

有責事故の発生件数は368件で、このうち人身事故は203件でした。令和4年度に比べて有責事故は53件増加し、うち人身事故も34件増加し、ともに目標を達成することができませんでした。添乗や訓練の充実などにより、更なる安全対策の強化を図ります。

路上故障の発生件数は30件で、令和4年度に比べて1件減少となり、7年連続目標を達成しました。

【参考】有責事故発生件数の推移

	R元	R2	R3	R4	R5
有責事故件数 (うち人身事故)	358件 (185件)	256件 (156件)	317件 (178件)	315件 (169件)	368件 (203件)





3. 自動車事故報告規則に定める事故等

国土交通省への報告件数

令和5年度における、自動車事故報告規則第2条各号の規定に該当し、国土交通省に報告した事故は37件でした。

内訳は以下のとおりです。

事故の内容	件数	該当規定
歩行者との接触	3	第3号
自転車乗りとの接触	2	(同上)
発車時、走行中、停車時の車内転倒	2	(同上)
自動車の故障による運行中止	30	第11号
合計	37	

【参考】自動車事故報告規則第2条各号に定める事故〈抜粋〉

- 第1号 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
- 第2号 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 第3号 死者又は重傷者（※1）を生じたもの
- 第4号 10人以上の負傷者を生じたもの
- 第7号 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害（※2）が生じたもの
- 第8号 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
- 第9号 運転者の疾病により、自動車の運転を継続することができなくなったもの
- 第11号 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
- 第12号 タイヤの脱落を生じたもの
- 第13号 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運行を休止させたもの
- （※1）14日以上の入院又は入院を要し治療を要する期間が30日以上のもの等
- （※2）11日以上の治療を要するもの



4. 安全の確保に関する取組

(1) 安全意識の向上

① 添乗による運転操作の改善

事故を未然に防止するため、添乗を計画的に実施し、運転操作等の改善につながるよう、適切なアドバイスを実施しています。

② 指導担当職員による個別指導の実施

乗務員指導を専門に行う職員を本局の運行管理部門に配置し、営業所・支所の運行管理者と連携して、事故を起こした乗務員等に対する面談・添乗を通じて改善を図る個別指導を実施しています。

③ 乗務員によるグループ討議の実施

各営業所・支所において、安全や事故防止をテーマに少人数の乗務員によるグループ討議を行い、安全意識の向上を図っています。

④ 各種運動期間における取組

安全意識の浸透と規程の遵守を徹底させるため、全国交通安全運動、輸送安全総点検【注1】、都営交通安全の日の取組【注2】において、幹部職員及び本局職員による巡回、点呼立会、駅ターミナルでの街頭指導、添乗を実施しています。

【注1】輸送安全総点検：交通事業者による自主点検により、輸送の安全性の向上を図る取組。夏季（7～8月）と年末年始（12～1月）の年2回実施される。

【注2】都営交通安全の日：平成6年6月13日に都営地下鉄浅草線でドア挟みによる死亡事故、平成18年6月13日に都電荒川線で電車の追突事故が起きたことから、6月13日を「都営交通安全の日」と定め、幹部職員による職場巡回や外部有識者の講演会などを行っている。



<都営交通安全の日 安全統括管理者による職場巡回 >

(2) 教育・訓練

① 安全研修の充実

各営業所・支所において、乗務員を対象にした安全研修を行っています。

実施に際しては、ドライブレコーダーの画像を使用した危険予知訓練を討議形式により実施したり、バスの実車を用いて距離感覚を体験させたりするなど、より効果的なものとなるよう工夫しています。



② バス運転訓練車、教習用車の活用

バス運転訓練車により、実際の運転状況に基づく加速度や視線の移動状況など、客観的なデータによる乗務員の運転技術の向上を図っています。

この運転訓練車は研修所で新規採用者に対する研修で使用するほか、全営業所・支所を巡回させて事故を起こした者等を対象とする指導に活用しています。

また、教官用ブレーキ、ミラーなどを装備した教習用車を新規採用者等の運転技術向上に活用しています。



< バス運転訓練車 >



< 教習用車 >

③ 各種訓練の実施

年1回、重大事故や自然災害等を想定した情報伝達訓練を行っています。令和5年度は、台風による記録的な豪雨により河川が氾濫し、営業所が浸水被害を受けたことを想定し、営業所と本局との連絡、お客様への情報発信や車両の避難など、実践的なシナリオに基づく訓練を実施しました。

このほか、各営業所・支所において、地元の警察署や消防署と合同でテロ対策訓練や消防訓練などを行っています。



< 情報伝達訓練 >

④ 事故防止人材育成研修の実施

事故防止の取組をステップアップさせるため、運行管理者に対し、事故防止に関する知識の習得と、外部の専門家のノウハウを活用したロールプレイなどを通じて、乗務員へのアドバイス力向上を図る研修を実施しています。



(3) 情報の共有

① 事故及びヒヤリ・ハット情報の活用

事故や乗務員から収集したヒヤリ・ハットの中から事例を選び、なぜなぜ分析【注3】の手法を用いて、その事例の背後要因を検証しています。

また、事例発表会を開催して、担当者の分析力の向上と情報の共有化を図るとともに、その結果を各営業所・支所での乗務員指導に活用しています。

【注3】なぜなぜ分析：発生した事故の原因を、順序を追って「なぜ」→「なぜ」と考えていくことによって、もれなくつかむ分析方法。

② 営業所における事故分析

各営業所・支所において、事故件数や重点対策事故の年間目標を設定の上、目標管理シートにより、取組の検証を行うとともに、毎月の会議にて各所の取組を報告し、意見交換を行っています。

③ ハザードマップの作成

バス路線における事故発生場所や運転上の要注意箇所を路線図に表示した「ハザードマップ」を、各営業所・支所において作成しています。

④ 職場懇談会の開催

安全統括管理者と現場の第一線で働く乗務員や車両整備担当者との間で双方向のコミュニケーションを図るため、各営業所（支所を含む。）で職場懇談会を開催し、事故や車両故障の防止に関する意見交換を行っています。

⑤ 各種会議による情報の共有化

月1回、自動車部安全対策会議、統括運行管理者会議、整備管理者会議を開催して、安全統括管理者からの指示、事故や車両故障に関する情報の共有、意見交換などを行っています。

また、12営業所・7支所を3つの地域ブロック（※p13参照）に分け、各ブロックにおいても会議を開催し、ブロック内で連携して事故防止対策に取り組んでいます。

⑥ 交通安全教室の開催

各営業所・支所において地元の警察署と合同で、地域の小学生や高齢者などを対象とした交通安全教室を開催し、事故防止のための意識啓発に努めています。

(4) 設備・車両

① 車両故障の削減

各営業所・支所、自動車工場において車両故障情報の共有化を図り、再発防止に取り組んでいます。



また、予防保全【注4】の視点から部品交換基準を定め、最新の故障傾向を考慮して整備を行うことで、車両故障の削減に努めています。

【注4】予防保全：過去の故障事例を収集・分析して、これに基づいて予め対策を講じることで、故障を未然に防止する手法。

② 車両の改善

安全・安心な車両を提供するため、左折警報装置、熱線式サイドミラーを設置するとともに、ドライバー異常時対応システム（E D S S）、障害物を検知するソナーセンサーの装備車両を導入しています。

③ 設備・機器の更新

車両の点検・整備体制を充実させるため、営業所・支所、自動車工場の設備や機器を計画的に更新、増設しています。

令和5年度は、前年度に引き続き、整備場照明のL E D化、リフトなどの機器を更新しています。



< リフト >

5. 安全に関する投資額

輸送の安全に関する経費の令和5年度の実績額及び令和6年度の予算額は、以下のとおりです。

(単位：千円)

項目	R 5 実績	R 6 予算	備考
安全運行対策費用	611,356	720,756	
運行管理・指導に係る費用	114,606	116,783	
運行管理機器の整備及び保守	200,873	195,846	
車両の整備	1,460,759	1,676,361	
停留所設備の整備	24,109	29,208	
合計	2,411,703	2,738,954	



6. 安全に関する研修

輸送の安全を確保する上で必要な人材を育成するため、局研修所の集合研修や各営業所の職場内研修のほか、一部の研修を外部に委託して各種研修を実施しています。

また、運行管理者の能力向上を目的とした、外部講師による事故防止人材育成研修を平成27年度から開始しました。

令和5年度の研修実績は以下のとおりです。

・研修所実績

対象者	研修名	人数	実施時期
運行管理 部 門 の 職 員	運輸事務職養成科Ⅰ	40	4月
	運輸事務職養成科Ⅱ	35	11月
	運輸職員運行管理科（助役）	10	5月
	運輸職員運行管理科（課長代理）	13	5月
	事故から学ぶ展示室研修	111	4~3月
乗務員	自動車運転現任科	194	7月・10月
	自動車運転養成科	111	採用時
	グループリーダー科（自動車運転）	35	7月
	自動車運転指導運転手科	34	11月
	自動車運転適性診断科（適性診断）	596	4~3月
	自動車運転適性診断科（運転訓練車）	542	4~3月
	事故から学ぶ展示室研修	305	4~3月
車両整備 部 門 の 職 員	交通技能新任科	26	採用時
	交通技術職科	6	2月・3月
	交通技術現任科	19	6月・10月・11月
	自動車技能科	7	10月
	グループリーダー科（交通技能）	22	6月
	組長・班長科	23	10月
	自動車技術科	14	12月
	自動車整備安全科	11	12月
	事故から学ぶ展示室研修	67	4~3月
全 職 員	救命技法科（上級救命講習）※1	488	4~3月
	事故防止科（講演）※1	444	6月
	事故から学ぶ展示室研修※1	387	8月・9月・10月・11月・12月
その他	運輸安全マネジメント内部監査員科※1	17	5月

※1 都営地下鉄、都電、新交通（日暮里・舎人ライナー）など他部門の受講者を人数に含む。



・営業所実施

対象者	研修名	人数	実施時期
乗務員	安全研修	9,358	四半期毎
全職員	普通救命講習	706	通年

・外部研修

対象者	研修名	人数	備考
運行管理部門の職員	運行管理者等指導講習（基礎）	15	独立行政法人自動車事故対策機構 一般財団法人こころーど
	運行管理者等指導講習（一般）	191	
	運行管理者等指導講習（特別）	4	
	省エネルギー運転研修	-	一般財団法人公営交通事業協会
	運行管理者研修	2	
	旅客自動車運転者課程	6	自動車安全運転センター
車両整備部門の職員	整備管理者研修	18	
	指定整備事業者研修	4	
	整備主任者法令研修	32	
	整備主任者技術研修（実習）	17	
	自動車検査員研修	66	

・外部講師

対象者	研修名	人数	実施時期
運行管理部門の職員	事故防止人材育成研修	26	5~2月



7. 安全に関する内部監査

安全マネジメントの実施状況を点検するため、鉄・軌道事業など交通局内の他部門の職員で構成された監査員による内部監査を毎年行っています。

令和5年度の内部監査（定期監査）は、自動車部（本局）と深川自動車営業所を対象に監査が実施されました。なお、運輸安全マネジメント制度に適合しない「指摘」事項はありませんでした。

（1）実施日

- ①自動車部（本局）・・・令和5年11月22日
- ②深川自動車営業所・・・令和5年11月29日

（2）監査結果（主なもの）

① 自動車部（本局）

【賞賛】

- ・ 令和5年3月に改訂された「交通局危機管理対策計画－風水害辺－」について、大規模水害発生時の車両避難計画の実効性を担保するため、速やかに訓練を実施した。
- ・ 過去に発生した重大事故について、乗務員が理解しやすいよう映像を用いた研修用DVDを作成し、各事業所の安全研修に活用を促す等、事故を風化させない取組を行った。

② 深川自動車営業所

【賞賛】

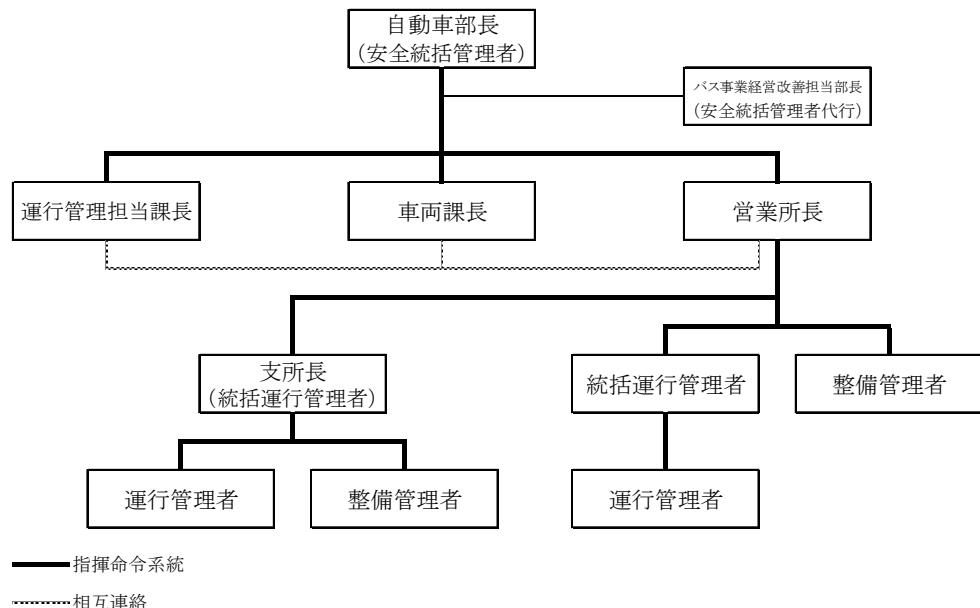
- ・ 所で発生した過去の事故データの分析結果に基づき、経験の浅い乗務員への指導や街頭指導の時間帯の見直しを行う等、事故情報を効果的に活用している。
- ・ 令和5年8月に所で開催した事故防止委員会において、乗務員から提起された実車を用いた訓練について、翌月、速やかに実施し、安全研修の充実を図った。



8. 組織体制と指揮命令系統

(1) 平常時の組織体制及び指揮命令系統

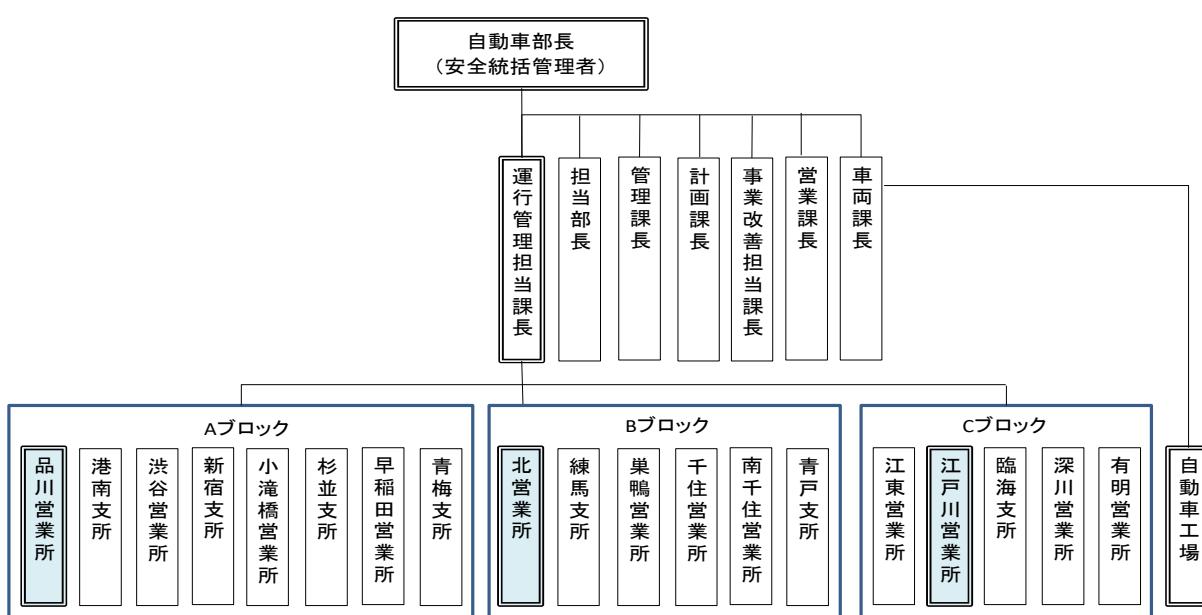
局長は、安全統括管理者、統括運行管理者、運行管理者及び整備管理者を選任し、責任ある安全管理体制を定めています。



(2) 重大事故、災害等に対応する場合の組織体制及び指揮命令系統

重大事故、災害等の対応は営業所・支所で行います。被害が甚大である場合は、原則としてブロック単位で営業所・支所相互での応援体制をとることとしています。

また、大規模災害等の発生時には、本局に対策本部を設けて対応します。



※色ありはブロック幹事営業所



9. 安全管理規程

東京都交通局は、道路運送法第22条の2第1項の規定に基づき、輸送の安全を確保するための体制や遵守すべき事項について定めた安全管理規程を制定しています。

10. 安全統括管理者

東京都交通局長は、道路運送法第22条の2第4項の規定により、以下のとおり安全統括管理者を選任しています。

氏名	役職	期間
櫻庭 裕志	自動車部長	令和3年4月1日～令和6年3月31日



この報告書について、ご意見・ご感想をお寄せください。
より分かりやすく充実した情報の公表や、今後の事業運営の参考とさせていただきます。

ご意見等はこちらからお願いします。

交通局ホームページ

<https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/>
トップページの「ご意見・ご要望」をクリックしてください。

都営交通お客様センター

電話 03-3816-5700（午前 9 時～午後 8 時、年中無休）
FAX 03-3812-7640

2024 安全報告書（自動車事業）

令和 6 年 7 月 8 日発行

編集・発行 東京都交通局自動車部営業課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
電話 03-5321-1111（代）

